

令和2年度

浜松市の市税のすがた

～ 令和元年度市税決算の状況 ～

浜 松 市

目 次

I	浜松市の税のあらまし	1
1	はじめに	1
2	浜松市の税	2
3	令和元年度市税の決算状況	8
(1)	収入額の状況	8
(2)	収入率の状況	10
(3)	滞納繰越額の状況	11
(4)	滞納繰越額の現状	12
(5)	不納欠損処理の状況	13
<参考>	令和2年度市税予算の概要	14
II	収入率向上・滞納額削減対策	15
1	収入率向上への取組	15
2	市税滞納削減アクションプラン	16
3	令和元年度の取組	17
(1)	税収確保に向けた挑戦	17
(2)	新時代にふさわしい税務行政実現に向けた挑戦	19
4	令和元年度の実績	22
(1)	個人市民税納期内収入率	22
(2)	累積滞納額	22
(3)	現年分収入率	23
III	国・県との関わり	25
1	国と地方の税体系	25
2	市域内税収について	26
3	税制に対する要望	27
4	国との連携（主な取組）	28
5	県との連携（主な取組）	29
IV	統計からみた浜松市の税	31
1	指定都市と比べた浜松市の特徴	31
(1)	令和元年度決算税目別比較（現年課税分）	31
(2)	収入額の指定都市比較	32
(3)	収入率の指定都市比較	33
(4)	令和元年度決算税目別滞納繰越額の比較	34
(5)	滞納繰越額の指定都市比較	35
2	過去5年間の決算の特徴	36
(1)	税目別収入額の推移	36
(2)	収入額、収入率の推移	40
3	市民一人当たりの税額と歳出額	42
(1)	市民一人当たりの市税と歳出額の関係	42
(2)	市民一人当たりの個人市民税と法人市民税の税額	43

<注意>

本文中の表・図は、表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と計が一致しないことがあります。

I 浜松市の税のあらまし

1 はじめに

市民税（個人・法人）、固定資産税等の市税は、令和元年度浜松市一般会計決算で歳入額の42%を占めます。市税は、保健福祉・教育・まちづくりをはじめ、様々な市民サービスを継続的に提供するための財源として、広く市民の皆様にご負担いただくものであり、公平で適正な賦課徴収を行うことが重要です。

本市では、平成19年度以降、「市税滞納削減アクションプラン」に基づき、収入率向上・滞納額削減に向けた様々な取組を行ってきました。令和元年度には、「第5次市税滞納削減アクションプラン」を策定し、これまでの対策に加え、税務行政の将来を見据えた中長期的な視点での取組を進めています。

制度改正はもとより、第4次産業革命によるICTやAIの大幅な進展、人口減少・少子高齢化の進行など市税を取り巻く環境は大きく変化しています。このような中でも持続可能なまちづくりを進めていくため、限られた行政資源を一層活用し、自主財源である市税収入を安定的に確保してまいります。

この「市税のすがた」は、市民の皆様在市税の概要や決算状況等をわかりやすく公表することで、市税への理解を深めていただくことを目的として作成しています。

2 浜松市の税

(1) 市民税

個人市民税

1月1日現在に市内に住所がある人などに課される税

一定以上の所得がある人に一律に課される「均等割」と、所得の額に応じて課される「所得割」がある。

(単位：人、千円)

区 分	納税義務者数			調 定 額		
	① 平成 30 年度	② 令和元年度	②-① 増減	① 平成 30 年度	② 令和元年度	②-① 増減
普通徴収	106,579	106,174	△405	13,370,519	13,356,567	△13,952
年金特別徴収	54,093	54,454	361	2,363,562	2,427,150	63,588
給与特別徴収	278,950	282,923	3,973	47,060,926	49,458,509	2,397,583
合 計	415,517	418,838	3,321	62,795,007	65,242,226	2,447,219

※ 徴収方法が重複する納税義務者もいるため、徴収区分ごとの人数の合計値と表中の合計欄の値は一致しない。

【税制改正の内容】

・ 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

(1) 配偶者控除

合計所得金額が 900 万円を超える場合は、段階的に減額となり、1,000 万円を超える場合は、配偶者控除の適用が受けられないこととなった。

(2) 配偶者特別控除

配偶者特別控除の適用を受けられる配偶者の合計所得金額が、38 万円超 123 万円以下に拡大された。控除額については、本人及び配偶者のそれぞれの合計所得金額に応じて見直された。なお、1,000 万円を超える場合は、これまで同様、配偶者特別控除の適用は受けられない。

法人市民税

市内に事務所や事業所がある法人に課される税

資本金等の額や市内従業者数に応じて課される「均等割」と、所得の額に応じて課される「法人税割」がある。

(単位：社、千円)

区 分	納税義務者数			調 定 額		
	① 平成 30 年度	② 令和元年度	②-① 増減	① 平成 30 年度	② 令和元年度	②-① 増減
法 人	21,684	21,660	△24	13,872,101	12,043,021	△1,829,080

【税制改正の内容】

法人税割算出の基礎となる法人税（国税）について、平成 30 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度分から税率が、23.4%から 23.2%に改正された。

令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から、法人税割の税率が 9.7%から 6.0%に改正された。

【各税目の詳細】個人市民税 市税のすがた「資料編」 P 13～P 19

法人市民税 市税のすがた「資料編」 P 20～P 25

【県費負担教職員制度権限移譲に伴う税源移譲】

市税のすがた「資料編」 P 14

(2) 固定資産税

1月1日現在の固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者に課される税

(単位：人、千円)

区 分	納税義務者数			課 税 額		
	① 平成30年度	② 令和元年度	②-① 増減	① 平成30年度	② 令和元年度	②-① 増減
土 地	219,393	220,683	1,290	18,758,133	18,743,487	△14,646
家 屋	244,692	246,235	1,543	23,922,228	24,654,671	732,443
償却資産	12,489	13,057	568	10,660,836	10,929,331	268,495
国有資産等所在 市町村交付金	13	12	△1	128,131	127,866	△265
合 計	476,587	479,987	3,400	53,469,328	54,455,355	986,027

※ 課税区・土地・家屋・償却資産で重複等があり、表中の合計欄は実人数とは異なる。

(3) 軽自動車税

4月1日現在の原動機付自転車、オートバイ、軽自動車等の所有者に課される

「種別割」と、軽自動車の取得時に課される「環境性能割」がある。

(単位：台、千円)

区 分	課税台数			調 定 額		
	① 平成30年度	② 令和元年度	②-① 増減	① 平成30年度	② 令和元年度	②-① 増減
軽自動車税 (種別割)	324,438	324,917	479	2,144,589	2,223,333	78,744
環境性能割	-	1,344	1,344	-	23,024	23,024

【税制改正の内容】

・環境性能割の導入

令和元年10月1日から、自動車取得税(県税)が廃止され、軽自動車の取得時に燃費基準に応じて課される「環境性能割」(市税)が導入された。

【各税目の詳細】

固定資産税 市税のすがた「資料編」 P26～P29
 軽自動車税 市税のすがた「資料編」 P30

(4) 市たばこ税

たばこ製造業者や輸入業者などが市内小売店にたばこを売り渡すときに課される税
(単位：本、千円)

区 分	売渡本数等			調 定 額		
	① 平成 30 年度	② 令和元年度	②-① 増減	① 平成 30 年度	② 令和元年度	②-① 増減
市たばこ税	836, 143, 313	800, 007, 744	△36, 135, 569	4, 493, 997	4, 531, 641	37, 644
(臨時)市たばこ 税手持品課税	53, 624, 958	301, 940	△53, 323, 018	23, 294	511	△22, 783

【税制改正の内容】

- ・紙巻たばこ（旧 3 級品）の税率改正

令和元年 10 月 1 日から、紙巻たばこ（旧 3 級品）に適用されていたたばこ税の特例税率（4,000 円/千本）が廃止され、税率が一般品（5,692 円/千本）に一本化された。これに伴い、手持品課税を令和元年 10 月に実施した。

- ・加熱式たばこの課税方式見直し

加熱式たばこの普及に伴い、平成 30 年 10 月 1 日から「加熱式たばこ」の区分が新設され、課税方式については、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方法に見直された。令和 4 年 10 月 1 日までの 5 年間で、旧課税方式から新課税方式へ段階的に移行される。

【各税目の詳細】

市たばこ税

市税のすがた「資料編」 P 3 1

(5) 鉱産税

鉱物の採掘事業を行う鉱業者に対し課される税

(単位：トン、千円)

区 分	産 出 量			調 定 額		
	① 平成 30 年度	② 令和元年度	②-① 増減	① 平成 30 年度	② 令和元年度	②-① 増減
鉱 産 税	36,035	38,941	2,906	25	27	2

(6) 入湯税

鉱泉浴場（温泉利用施設）の入湯客に対し課される税

環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てられる目的税

(単位：人、千円)

区 分	入湯客数			調 定 額		
	① 平成 30 年度	② 令和元年度	②-① 増減	① 平成 30 年度	② 令和元年度	②-① 増減
入 湯 税	762,662	818,317	55,655	114,399	122,748	8,349

【各税目の詳細】

鉱産税 市税のすがた「資料編」 P 3 1

入湯税 市税のすがた「資料編」 P 3 1

(7) 事業所税

市内の事務所・事業所で、法人や個人が行う事業に対し課される税

事業所等の床面積に対して課される「資産割」と、従業員の給与総額に対して課される「従業者割」がある。

都市環境の整備や改善に要する費用に充てられる目的税

(単位：人、千円)

区 分	納税義務者数			調 定 額		
	① 平成30年度	② 令和元年度	②-① 増減	① 平成30年度	② 令和元年度	②-① 増減
資 産 割	1,394	1,394	0	4,273,142	4,428,445	155,303
従業者割	270	274	4	877,341	903,876	26,535
合 計	1,664	1,668	4	5,150,483	5,332,321	181,838

(8) 都市計画税

1月1日現在の市街化区域内の土地・家屋の所有者に課される税

街路、公園、下水道整備などの都市計画事業や土地区画整理事業に充てられる目的税

(単位：人、千円)

区 分	納税義務者数			課 税 額		
	① 平成30年度	② 令和元年度	②-① 増減	① 平成30年度	② 令和元年度	②-① 増減
土 地	130,269	130,894	625	3,839,065	3,837,497	△1,568
家 屋	145,916	146,785	869	3,505,835	3,612,512	106,677
合 計	276,185	277,679	1,494	7,344,900	7,450,009	105,109

※ 課税区・土地・家屋で重複等があり、表中の合計欄は実人数とは異なる。

【各税目の詳細】

事業所税 市税のすがた「資料編」 P 3 2

都市計画税 市税のすがた「資料編」 P 2 6

3 令和元年度市税の決算状況

(1) 収入額の状況

(単位：百万円、%)

		① 平成30年度 決算額	② 令和元年度 最終予算	③ 令和元年度 決算額	④=③-① 決算 増減額	④÷① 決算 増減率	③-② 予算 増減額
市民 税	個人	62,669	65,067	65,143	2,474	3.95	76
	法人	13,884	11,952	12,052	△1,832	△13.20	100
固定資産税		53,519	54,407	54,470	951	1.78	63
軽自動車税		2,140	2,231	2,242	102	4.77	11
市たばこ税		4,517	4,461	4,532	15	0.33	71
事業所税		5,150	5,326	5,330	180	3.50	4
都市計画税		7,352	7,446	7,452	100	1.36	6
入湯税・鉱産税		114	110	121	7	6.14	11
合 計		149,344	151,000	151,343	1,999	1.34	343

※現年課税分と滞納繰越分の合計額

※表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

《平成30年度との主な比較》

市税収入額 1,513 億円 (平成30年度比 +20 億円)

個人市民税：651 億円

給与総額及び給与所得者の増などにより、約 25 億円の増

法人市民税：121 億円

企業収益の縮小により、約 18 億円の減

固定資産税：545 億円

家屋の新增築や企業の設備投資による償却資産の増により、約 10 億円の増

軽自動車税：22 億円

軽四輪自動車の増及び環境性能割の導入により、約 1 億円の増

事業所税：53 億円

工場の増設及び従業者数の増により、約 2 億円の増

都市計画税：75 億円

家屋の新增築の増により、約 1 億円の増

【決算の詳細】

市税のすがた「資料編」 P 5 ～ P 8

(2) 収入率の状況

令和元年度収入率

(単位：百万円、%・ポイント)

		① 令和元年度 調定額	② 令和元年度 収入額	③=②÷① 令和元年度 収入率	④ 平成30年度 収入率	③-④ 増減
市民税	個人	65,242	64,552	98.94	98.92	0.02
	法人	12,043	12,034	99.93	99.96	△0.03
固定資産税		54,455	54,235	99.60	99.58	0.02
軽自動車税		2,246	2,222	98.94	98.79	0.15
市たばこ税		4,532	4,532	100.00	100.00	0.00
事業所税		5,332	5,328	99.91	99.96	△0.05
都市計画税		7,450	7,420	99.59	99.58	0.01
入湯税・鉱産税		123	121	98.59	99.31	△0.72
現年課税分計		151,424	150,444	99.35	99.36	△0.01
滞納繰越分		2,482	899	36.23	34.60	1.63
合 計		153,906	151,343	98.33	98.25	0.08

※収入率は、円単位で計算

※表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

《平成30年度との比較》

市税収入率（全体）：98.33%

滞納繰越分収入率の向上が影響し、前年度より0.08ポイントの増

現年課税分収入率：99.35%

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における徴収猶予に係る対応を優先したため、前年度より0.01ポイントの減

滞納繰越分収入率：36.23%

滞納処分による徴収、徴収不能判断の促進等により、前年度より1.63ポイントの増

(3) 滞納繰越額の状況

(単位：百万円)

	① 平成 30 年度	② 令和元年度	②-① 増減
① 前年度末の滞納繰越額	2,607	2,477	△130
② ①のうち、収入額	898	899	1
③ 執行停止額	110	166	56
④ 時効額	110	92	△18
⑤ 調整額（調定減）	△9	6	15
⑥ 新規滞納額	997	1,007	10
⑦ 年度末滞納繰越額 ①-②-③-④+⑤+⑥	2,477	2,333	△144
⑧ 滞納繰越額の増減 ⑦-①	△130	△144	△14

科目別内訳

(単位：百万円、%)

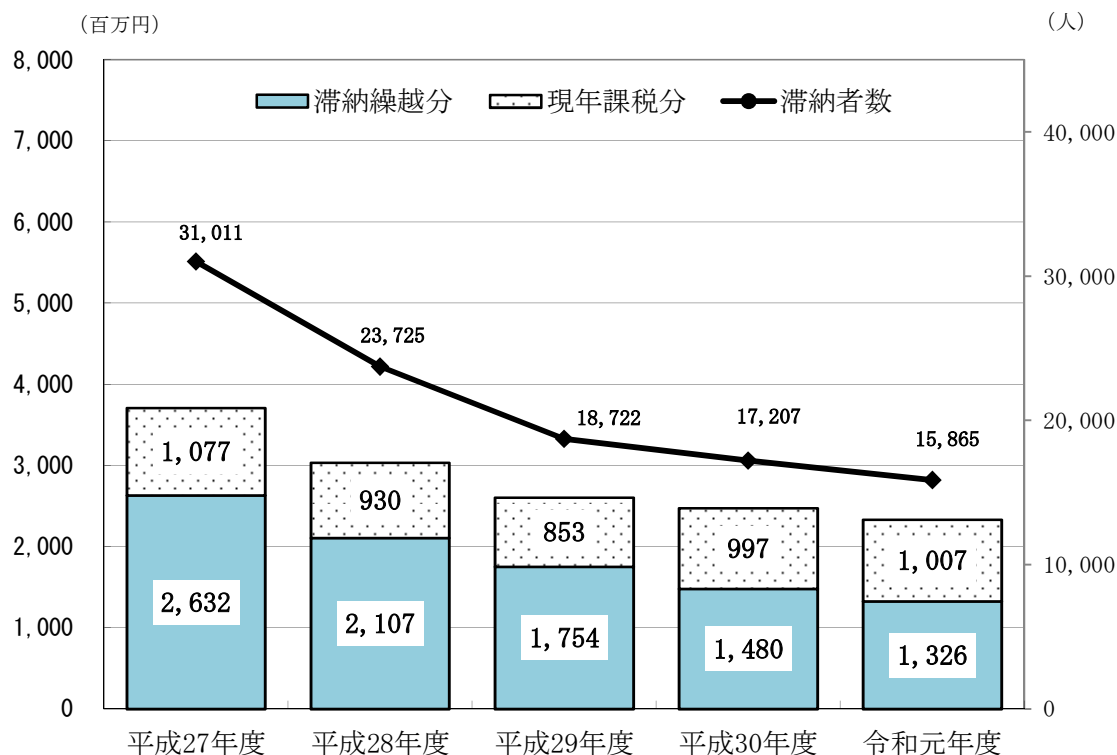
		平成 30 年度		令和元年度		②-① 増減
		① 税額	構成比	② 税額	構成比	
市民税	個人	1,660	67.01	1,630	69.86	△30
	法人	53	2.16	52	2.21	△1
固定資産税		599	24.17	503	21.55	△96
軽自動車税		75	3.02	71	3.03	△4
事業所税		6	0.25	7	0.32	1
都市計画税		83	3.35	69	2.96	△14
入湯税		1	0.04	1	0.07	0
合計		2,477	100.00	2,333	100.00	△144

※割合は、円単位で計算

※表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

(4) 滞納繰越額の現状

年度末滞納額の推移



《平成30年度との比較》

令和元年度末滞納繰越額 23億3千万円 (平成30年度比 △1億4千万円)

- ・ 滞納処分による徴収、徴収不能判断の促進等による取組により、前年度に比べ、約1億4千万円減となった。
- ・ 税源移譲による個人市民税の増により、現年課税分の滞納額は前年度に比べ約1千万円増の約10億円となった。
- ・ 年度末時点の滞納者数は、前年度に比べ1,342人減の15,865人となった。

(5) 不納欠損処理の状況

(単位：件、千円)

		① 平成 30 年度		② 令和元年度		②-① 増減		
		件数	税額	件数	税額	件数	税額	
調定額 (現年課税分+滞納繰越分)		-	152,004,548	-	153,906,160	-	1,901,612	
不納欠損 (調定額に占める割合)		14,565	230,522 (0.15%)	18,790	273,222 (0.18%)	4,225	42,700 (0.03pt)	
(内 訳)	消滅時効	時効完成	2,839	32,991	1,143	11,127	△1,696	△21,864
		執行停止中 時効完成	5,937	76,798	6,300	81,214	363	4,416
	滞納処分 の執行 停止	執行停止 3年経過	995	23,880	6,896	91,054	5,901	67,174
		即時 不納欠損	4,794	96,853	4,451	89,828	△343	△7,025

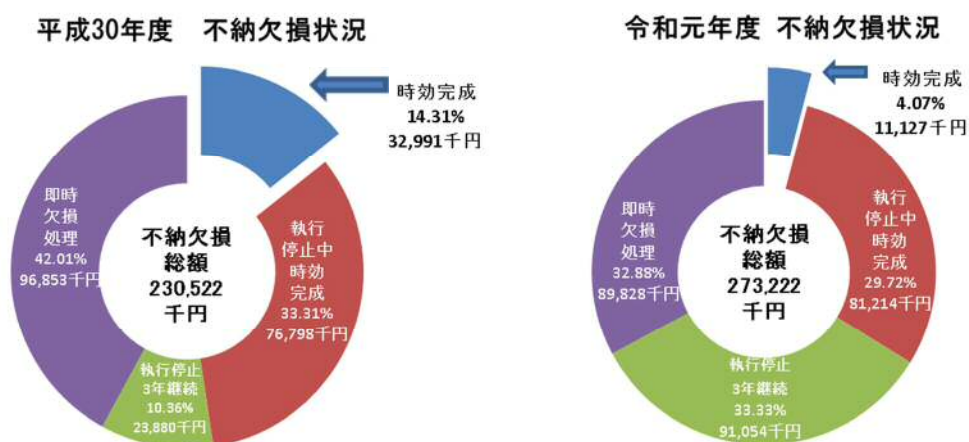
※表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

※「不納欠損処理」とは、滞納分の徴収が困難となり、徴収の見込みが立たなくなったとして、地方税法に従い市税の納付義務を消滅させることをいう。

《平成 30 年度との比較》

令和元年度の不納欠損額 2 億 7 千万円 (平成 30 年度比 +4 千万円)

- ・ 執行停止を伴わない消滅時効による不納欠損額の割合は減少 (H30:14.31%→R01:4.07%) した。



<参考> 令和2年度市税予算の概要

(単位：百万円、%)

		① 令和元年度 当初予算	② 令和2年度 当初予算	③=②-① 増減	③÷① 増減率	令和2年度 構成比
市民税	個人	64,910	65,612	702	1.08	43.77
	法人	12,812	9,664	△3,148	△24.57	6.45
固定資産税		54,447	54,880	433	0.80	36.61
軽自動車税		2,264	2,364	100	4.42	1.58
市たばこ税		4,396	4,410	14	0.32	2.94
事業所税		5,202	5,332	130	2.50	3.56
都市計画税		7,359	7,518	159	2.16	5.02
入湯税・鉦産税		111	120	10	9.09	0.08
合計		151,500	149,900	△1,600	△1.06	100.00

※現年課税分と滞納繰越分の合計

※表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

《令和元年度との比較》

市税予算総額 1,499 億円 (令和元年度当初比 △16 億円)

個人市民税

給与総額及び給与所得者の増加などを見込み、約7億円の増

法人市民税

法人市民税（法人税割）の税率引下げ（9.7%→6.0%）の影響などにより、約31億円の減

固定資産税

家屋の新增築の影響などにより、約4億円の増

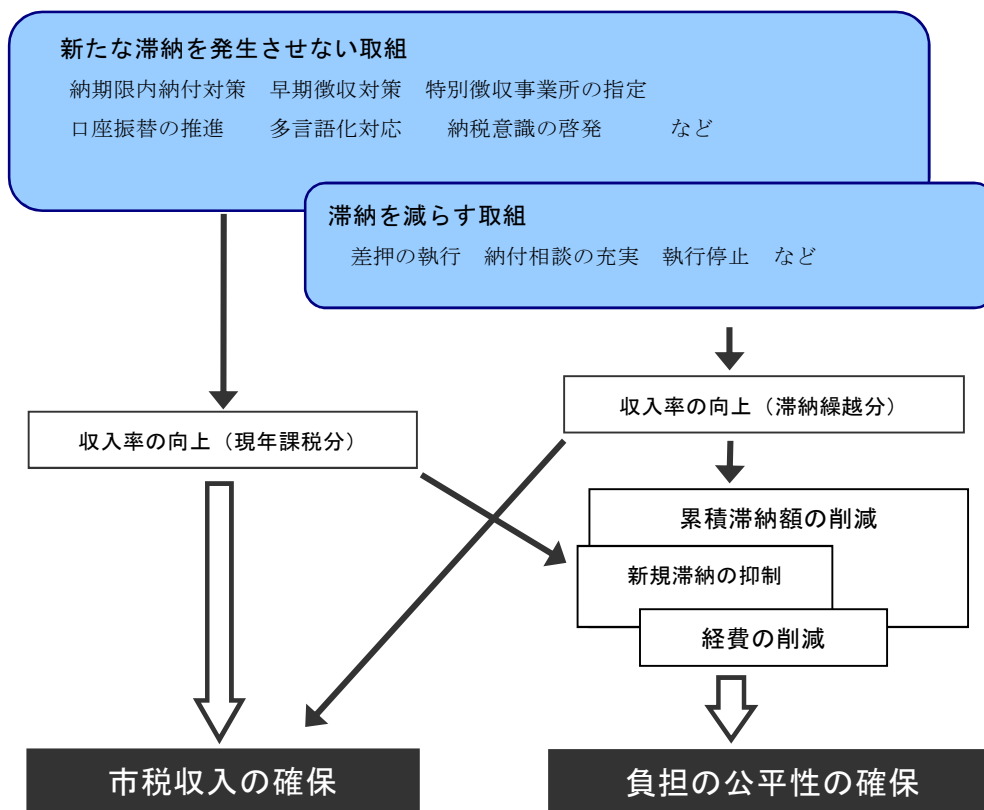
II 収入率向上・滞納額削減対策

1 収入率向上への取組

市税の収入率向上・累積滞納額削減は、市税収入の確保や税負担の公平性確保に極めて重要な要素である。

本市では、平成19年度に第1次、平成22年度に第2次、平成25年度に第3次、平成28年度に第4次の「市税滞納削減アクションプラン」(アクションプラン)を策定し、市税収入率向上・累積滞納額削減を進めてきた。この結果、第4次アクションプランの最終年度に当たる平成30年度には、それぞれ目標を達成することができた。

令和元年度には、第5次アクションプランを策定し、一層の収入率向上・累積滞納額削減に取り組んでいる。



【市税滞納削減アクションプラン】

[浜松市ホームページ](#)で公開しています。

[くらし・手続き](#) > [税金](#) > [制度の概要](#) > [市税滞納削減アクションプランについて](#)

2 市税滞納削減アクションプラン

第5次市税滞納削減アクションプラン概要（令和元年度～令和6年度）

1 目的

少子化による急速な人口減少と高齢化、第4次産業革命の進展、経済取引のグローバル化など、地域経済社会の大きな変化が見込まれる中であって、住民が健康で安心して生活を送るためには、地方自治体が、安定して持続可能な形で行政サービスを提供し続けることが必要である。これを実現するためには、市財政の根幹をなす市税の収入確保に向けた取組が一層重要なものとなっていく。

人口構造の変化に伴う税収構造の変化、税制の複雑化、業務の更なる効率化・高度化の要請、共生社会実現への取組、適正・公平な課税・徴収の実現を通じたSDGsの達成など、直面する諸課題に的確に対応し、新たな時代にふさわしい、持続可能で安定的な税務行政を構築していく必要があることを踏まえ、第5次アクションプランでは、税務行政の将来を見据えた中長期的な視点での取組を進めていく。

2 第5次削減プランの柱（ありたい姿）

- ・税財源の安定的な確保のため「健全財政の堅持」
- ・税財源の効率的な確保のため「生産性の向上」

3 最終目標と指標

第5次アクションプランでは、令和6年度における最終目標を設定しており、計画期間の各年度で設定する指標は、差異の原因分析や取組の見直し等のために活用する。

・納期内収入率

《目標値》

個人市民税の納期内収入率 95.63%（令和6年度）

・累積滞納額

《目標値》

累積滞納額 23億円以下（令和6年度）

・現年分収入率

現年分収入率は、税制改正に伴う税収構造の変化や景気動向による影響等により大きく変動する可能性が高いため、決算時に次年度の目標値を設定し、PDCAサイクルにより見直す。結果に関しては、毎年「市税のすがた」で評価分析を行い、その後の取組に反映していく。

《令和元年度目標値》

現年分収入率 99.40%

3 令和元年度の取組

(1) 税収確保に向けた挑戦

現年（現年課税）分の収納対策と累積滞納額の削減対策を積極的に展開し、税収確保に向けた取組を進めた。

<現年課税分の収納対策（新たな滞納を発生させない取組）>

・納税者の利便性の更なる向上

➤ 納付手段の多様化

【主な取組】

地方税共通納税システムを利用した納付の開始[新規（令和元年10月～）]**コラム①**

スマホ決済（クレジットカード・インターネットバンキング納付）の導入準備及び周知[令和2年4月1日導入]

➤ 口座振替の普及促進

【主な取組】

納税通知書に、あらかじめ申込みに必要な納税者情報を記載した口座振替申込書を同封、リーフレットの配付

➤ 新規特別徴収事業所への制度説明と納期内納入の勧奨

・早期徴収対策

➤ 滞納早期から差押え等の法的処分を中心とした滞納整理を推進

➤ 民間委託による電話、訪問催告の推進

【主な取組】

オペレーターや訪問催告に加え、自動音声案内を開始[新規（令和元年6月～）]

多言語の催告電話や3者通話による通訳サービスの開始[新規（令和元年6月～）]

納付催告書に多言語版納付相談案内用QRコードの掲載[新規（令和元年9月～）]

・税務事務における多言語化など地域の実情に即した納税推進

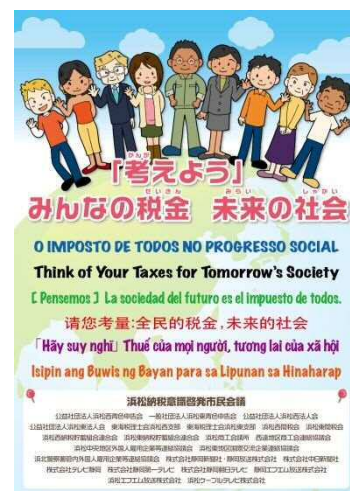
➤ 浜松納税意識市民会議との連携による啓発

【主な取組】

市内金融機関（25機関）やコンビニ（145か所）及びタクシー車内（30台）ほかにおける多言語版ポスターやリーフレットによる納税意識啓発

市内ショッピングモール内デジタルサイネージなどにおける納税意識啓発

（提供）浜松納税意識啓発市民会議



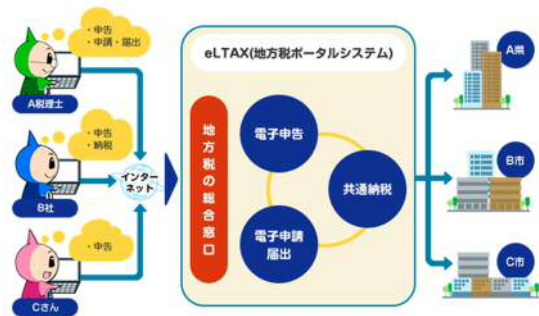
①「地方税共通納税システム」の稼働

地方税共通納税システムとは、令和元年10月に全国一斉に運用開始した、地方税の納税手続きを電子的に行うことができるポータルシステム。

これまで事業者が、関係する複数の地方公共団体にそれぞれ行っていた納税手続きが一括して電子納付できることとなり、納税者の納付事務の負担軽減及び利便性の向上につながる。

(対応税目は、法人市民税、事業所税、個人市民税(特別徴収分、退職所得分) 令和2年8月時点)

(参考) 本市の地方税共通納税システムによる収納の収入状況 市税のすがた「資料編」P39



(出典) 地方税共同機構ホームページ

➤ 税関係資料の多言語化 コラム②

【主な取組】

ポルトガル語版「個人住民税のあらまし」の作成及び窓口への配架

外国人転入者向けのウエルカムパックに、英語及びポルトガル語の個人住民税や軽自動車税の説明資料を同封

多言語生活情報サイト「カナルハママツ」にて、6か国語による税金の説明掲載

②多言語化への対応

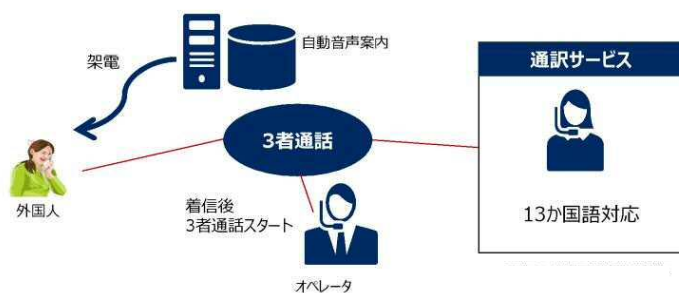
多文化共生社会の実現に向けた取組として、外国人転入者向けに配付しているウエルカムパックへこれまでの英語版及びポルトガル語版の個人住民税説明資料に加え、新たに軽自動車税の説明資料を追加した。また、令和元年度から、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語による自動音声案内を実施し、対象者からの電話には3者通話を利用し、13か国語で対応可能とした。

そのほか、令和元年6月からは納付催告書にQRコードを掲載した。QRコードをスマホ等で読み取ると、催告書の内容を翻訳したホームページを表示させることで、早期の納付相談を促している。

外国人催告対象者については、各国語ごとにあらかじめガイダンスを作成した自動音声案内で架電し、着電した際には、**通訳サービス**を活用し会話を始めます。

対応できる言語としては、**13か国語(英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ロシア語、タガログ語、ベトナム語、ヒンディー語、ネパール語、インドネシア語、フランス語)**が可能です。

<納付催告書掲載のQRコード>



(提供) サービス提供事業者

<累積滞納額の削減（滞納を減らす取組）>

- ・滞納処分優先の整理
 - 差押え等の法的処分を中心とした滞納整理の推進

【主な取組】

静岡県個人住民税徴収対策本部会議と連携した県下一斉の取組
 静岡県地方税滞納整理機構との連携による滞納整理の推進

(2) 新時代にふさわしい税務行政実現に向けた挑戦

業務のスマート化をはじめ、新たな時代にふさわしい税務行政の一層の効率化・高度化を進めたほか、高い意識と専門性、企画調整能力などを有する、新たな時代の税務職員にふさわしい人材の育成に取り組んだ。

<ICTの活用等による課税・徴収の効率化・高度化>

- ・課税業務の効率化・高度化
 - 特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子化

【主な取組】

特別徴収事業所の利便性向上のため、特別徴収税額の当初通知を電子送信

- 法人市民税申告書の印刷へのRPAの導入[新規（令和元年12月～）]
- 市税還付事務へのRPAの導入[新規（令和2年3月～）] コラム③

- ・徴収業務の効率化・高度化

- BIツールによる効率的・効果的な滞納整理の実施 コラム④

③RPAの活用

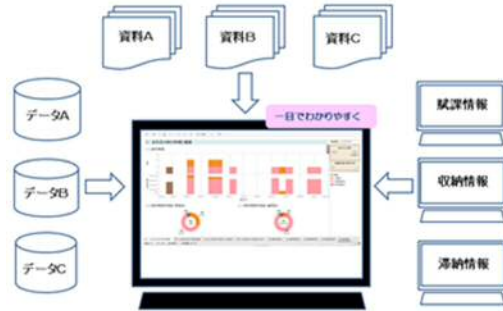
RPA(Robotic Process Automation)とは、ロボットによる業務自動化のことで、これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。

本市の税部門では、令和元年12月に法人市民税の申告書の印刷・審査業務、令和2年3月に市税還付支払いのシステム入力作業の一部をRPA化した。

④BI ツールの稼働

BI(Business Intelligence)ツールとは、蓄積された大量の情報を集約分析し、可視化(グラフ化)することで迅速な意思決定を補助するツール。

本市ではBI ツールを活用し、徴収担当職員の調査や滞納整理方針決定に費やす業務の効率化、迅速化を図っている。



＜新時代の税務行政を担う人材の育成と柔軟な組織運営＞

- 税務が直面する重要テーマに関するプロジェクトチーム（PT）の設置と研究等

【主な取組】

多文化共生、税務事務のデジタル化、EBPM 手法の活用、ナッジ手法の活用、大規模災害対応、官房機能強化に関し、それぞれ若手職員を中心とした PT を設置して税務が直面する課題を研究 コラム⑤

- 家屋調査部「災害時初期対応マニュアル」の改定

市の業務継続計画（BCP）見直し等を踏まえ、PT メンバーが過去の被災地支援の派遣経験を活かしつつ、税務担当部局が担う被災家屋調査業務、り災証明交付業務などに関する対応マニュアルの全面的な見直し

- 財務部税務担当「危機管理マニュアル」の改定

内部統制の本格導入に向けて、政策法務主任からなる PT メンバーにより、関係法令や市の危機管理対応のルール等を踏まえつつ、税務事務のリスクマネジメントのあるべき姿に向けて危機管理マニュアルの全面的な見直し

⑤ PT を活用した研究等（ナッジ活用、大規模災害対応）

第5次アクションプラン推進に向け、税務行政が直面する課題に関するPTを設置、活用しつつ、従来の手法にとらわれず新たな試みを研究した。

このうち、「ナッジ活用」については、我が国の地方公共団体で最初のナッジユニットであり、横浜市有志職員が中心となって設置運営する「横浜市行動デザインチーム」(YBiT)と連携し、2月には、YBiTのメンバーを講師とした部局研修を実施するとともに、ナッジ活用のPTを開催し、講師や他のYBiTメンバー（Zoom参加）を交え、収入率向上策などについて意見交換した。



また、「大規模災害対応」については、市の業務継続計画（BCP）見直し等を踏まえ、PTメンバーが過去の被災地支援の派遣経験を活かしつつ、税務担当部局が担う被災家屋調査業務、り災証明交付業務などに関する対応マニュアルを全面的に見直すとともに、発災時を想定した部局の災害対応訓練をPTにおいて検討し、市の総合防災訓練に合わせ実施した。



4 令和元年度の実績

(1) 個人市民税納期内収入率

<年度ごとの指標>

(単位：%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
							目 標
指 標	-	95.38	95.43	95.48	95.53	95.58	95.63
実 績	95.33	95.18	/	/	/	/	/
比 較	-	△0.20pt	/	/	/	/	/

個人市民税の納期内収入率について、特別徴収事業所への指定の徹底や地方税共通納税システムの推進を行ったが、普通徴収の伸び悩み等が影響し、95.18%となった。

(2) 累積滞納額

<年度ごとの指標>

(単位：億円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
							目 標
指 標	-	24.5	24.2	23.9	23.6	23.3	23.0
実 績	24.8	23.3	/	/	/	/	/
比 較	-	△1.2	/	/	/	/	/

累積滞納額は、滞納処分による徴収、徴収不能判断の促進等による取組を進めた結果、23.3億円となった。

(3) 現年分収入率

<令和元年度の目標及び実績>

	令和元年度
目 標	99.40%
実 績	99.35%
比 較	△0.05pt

現年分収入率は、新型コロナウイルス感染症の影響で納付が困難な納税義務者等への徴収猶予の対応を優先したこと等により、出納整理期間（令和2年4月、5月）の収入が伸び悩み、目標値 99.40%を 0.05 ポイント下回る 99.35%（対前年度比 △0.01pt）となった。

引き続き新型コロナウイルス感染症の影響等が懸念されるものの、令和2年度の目標値について99.40%とし、納付手段の多様化の推進等をはじめ、第5次アクションプランに基づく取組を行う。



Ⅲ 国・県との関わり

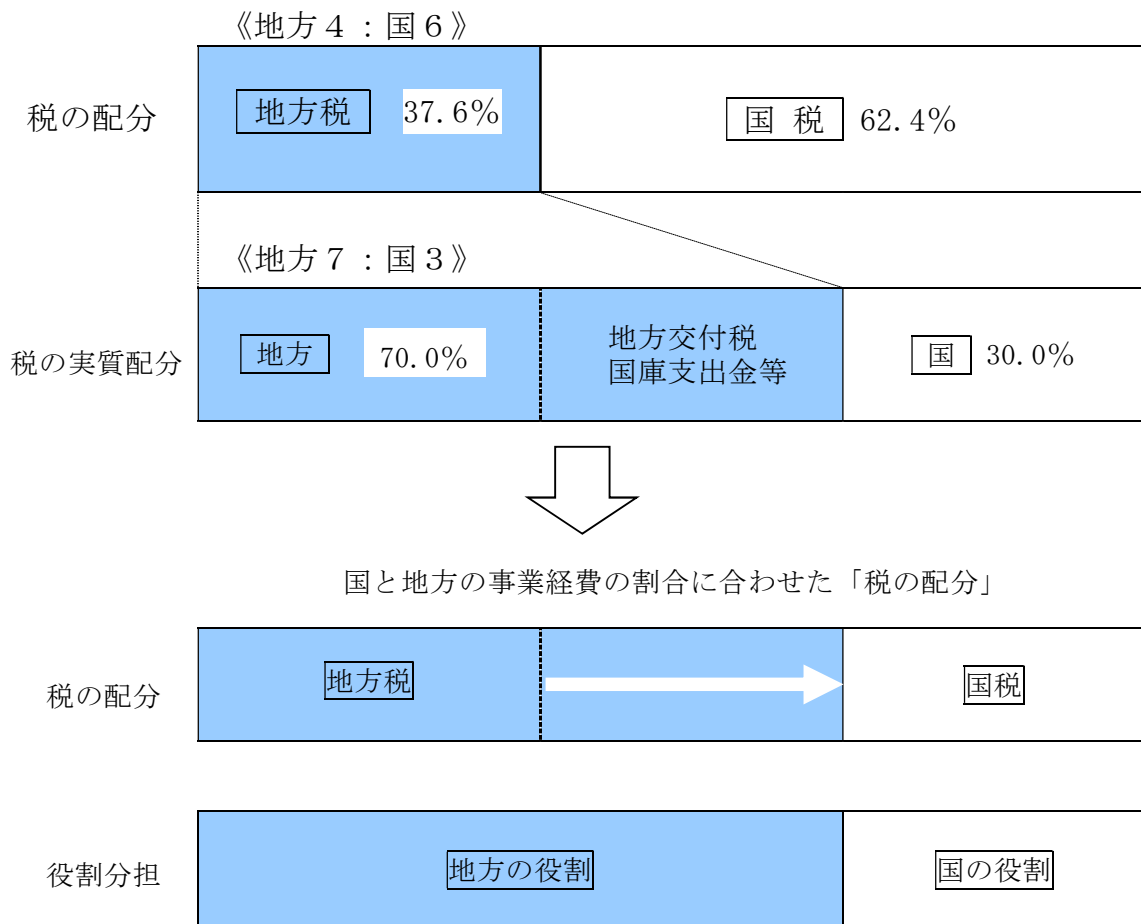
1 国と地方の税体系

令和2年度の地方と国の税配分は、地方41兆122億円、国68兆519億円で、地方4：国6の割合である。

一方、地方譲与税や地方交付税、国庫支出金などによる再配分の結果、地方76兆2,906億円、国32兆7,735億円で、地方7：国3となる。

今後、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できる真の分権型社会の実現のためには、国と地方の事業の実質的な「税の配分」となるように、地方税の配分割合を高めていく必要がある。

国と地方における税の配分状況（令和2年度）



(出典) 指定都市市長会「令和3年度 国の施策及び予算に関する提案」

2 市域内税収について

市域内税収とは、市域内の住民や企業が負担する税金のことであり、平成 30 年度決算では、国・県・市あわせて本市における市域内税収は約 5,588 億円となっている。内訳は、国税が約 2,974 億円（約 53.23%）、県税が約 1,120 億円（約 20.04%）、市税が約 1,493 億円（約 26.73%）と、国税が占める割合が大きい。

本市の市域内税収（平成 30 年度決算）

区分	税目	市域内税収額	市への配分額	市への配分割合
国 税	所得税	985 億円	962 億円	32.3%
	法人税	664 億円		
	相続税	211 億円		
	消費税	758 億円		
	その他の税	356 億円		
	小計	2,974 億円		
県 税	個人県民税	208 億円	1,063 億円	94.9%
	法人県民税	59 億円		
	事業税	402 億円		
	地方消費税	184 億円		
	自動車税	122 億円		
	その他の税	144 億円		
	小計	1,120 億円		
市 税	個人市民税	627 億円	1,493 億円	100.00%
	法人市民税	139 億円		
	固定資産税	535 億円		
	軽自動車税	21 億円		
	その他の税	171 億円		
	小計	1,493 億円		
合計		5,588 億円	3,518 億円	63.0%

※国税・県税は推計値

※表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

3 税制に対する要望

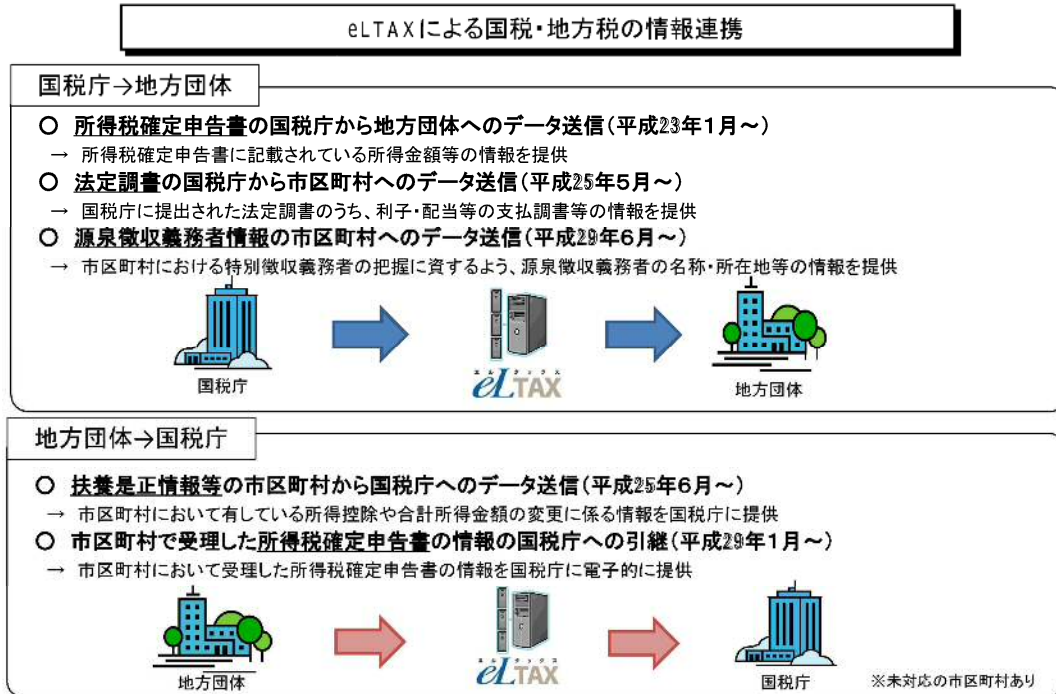
社会経済情勢の変化に伴う社会保障制度の充実向上、生活環境の整備、都市機能の充実等の財政需要が増加の一途をたどっているなか、指定都市は、圏域における中枢都市として、先駆的かつ先導的役割を果たすことが不可欠である。そのため、指定都市市長会等において、国に対して税財政制度の改正が行われるよう要望している。

指定都市市長会「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（令和2年度）」（抄）

- 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正
消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。
- 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化
大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充すること。特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充すること。
- 消費・流通課税の充実
都市税源である消費・流通課税の市町村への配分割合の大幅な拡充を図ること。
特に、地方消費税について、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図ること。
- 所得課税の充実（個人住民税）
市町村の基幹税目であり、税収の安定した個人住民税について、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図ること。
- 所得課税の充実（法人住民税）
都市的税目である法人住民税について、大都市特有の財政需要に対応するため、国・地方間の税源配分の是正により、配分割合の拡充を図ること。
- 固定資産税の安定的確保
固定資産税は、税源の偏在性が小さく、基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であるため、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。

4 国との連携（主な取組）

(1) eLTAXによる国税・地方税の情報連携



(出典)「総務省 地方財政審議会 地方税の電子化について」

(2) 租税教室

西遠・北遠地区租税教育推進協議会の会員として、市内小学校における租税教室の実施（本市としては19回（49コマ）開催（令和元年度実績））

(3) 税を考える週間

毎年11月11日から17日までの「税を考える週間」に合わせ、国や県等と連携した広報の実施

- 地方税共同機構が作成した「税を考える週間」ポスターの掲出
- 本庁1階ロビーにて「税に関する作品展」の展示
- 浜松納税意識啓発市民会議と連携し、テレビCMの放送やタクシー車内へのチラシ配架（再掲）



テレビCM

(提供) 浜松納税意識啓発市民会議

5 県との連携（主な取組）

(1) 静岡地方税滞納機構

・趣旨

静岡県と県内全 35 市町を構成団体とし、徴収が難しい税滞納案件を共同で専門的に処理する広域連合として、平成 20 年度に設立（浜松市から職員 2 名を派遣）

・事業内容

滞納整理事業・・・構成団体から引き受けた事案の滞納処分及び相談事務
 税務研修事業・・・構成団体職員への徴収研修や課税研修の開催
 申告書の受付等・・・軽自動車税申告書の受付、審査、保管等

・徴収実績（令和元年 6 月 1 日～令和 2 年 5 月 31 日）（単位：千円、%）

	浜松市	静岡県全体(※)
移管金額①	127, 129	1, 750, 125
徴収金額②	82, 892	842, 404
収入率 ②÷①	65. 2%	48. 1%

※県財務事務所分を含む

・移管予告の効果

（単位：千円、件）

催告対象金額（本税）	225, 319	366 件
納付金額（延滞金含む）	34, 898	完納件数 24 件・納付約束件数 58 件

・移管の効果

（単位：千円、件）

機構徴収額(A)	82, 892	130 件（うち完納 45 件）
経費(B) （機構への負担金支出）	21, 085	基本負担額（ 100） 処理件数割額（ 14, 300） 徴収実績割額（ 6, 685）
返還額(C)	1, 849	負担金に対する執行残
効果額 (A)-(B)+(C)	63, 656	—

(2) 静岡県個人住民税徴収対策本部会議

・内容

「地域社会の会費」といわれる個人市民税・県民税の収入率向上と滞納額の削減を図り、地域の課題に応じた徴収対策を実施するため平成 30 年度から、県内財務事務所単位で地区部会を設置し取組を進めている。

・地区部会の取組

重点取組を反映した各市町の年間計画を作成し、計画に基づく数値目標を設定の上、各市町の取組状況を分析及び結果に基づく対策を実施している。

・静岡県収入率の数値目標

区 分	令和元年度
現年課税分	99. 2%
滞納繰越分	40. 3%
合 計	97. 5%
実績	現時点で未公表



IV 統計からみた浜松市の税

1 指定都市と比べた浜松市の特徴

(1) 令和元年度決算税目別比較（現年課税分）

(単位：百万円、%・ポイント)

		① 指定都市平均			② 浜松市			②-① 比較	
		収入額	収入率	構成比	収入額	収入率	構成比	収入率	構成比
市民税	個人	120,417	99.00	40.59	64,552	98.94	42.90	△0.06	2.31
	法人	30,437	99.88	10.26	12,034	99.93	8.00	0.05	△2.26
固定資産税		104,841	99.53	35.34	54,235	99.60	36.05	0.07	0.71
軽自動車税		1,787	98.11	0.60	2,222	98.94	1.48	0.83	0.88
市たばこ税		9,508	100.00	3.20	4,532	100.00	3.01	0.00	△0.19
事業所税		8,224	99.90	2.77	5,328	99.91	3.54	0.01	0.77
都市計画税		21,109	99.47	7.12	7,420	99.59	4.93	0.12	△2.19
その他の税		338	99.75	0.11	121	98.59	0.08	△1.16	△0.03
合 計		296,661	99.36	100.00	150,444	99.35	100.00	△0.01	-

前 年 度	287,123	99.36	-	148,445	99.36	-	0.00	-
前年度との差	9,538	0.00	-	1,999	△0.01	-	△0.01	-

※ 指定都市平均収入額は「市町村税の徴収実績 第6表」の20市平均額

※ 表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

- ・ 指定都市平均と本市を比べると、本市は個人市民税・軽自動車税・事業所税の構成比が高く、法人市民税・都市計画税の構成比が低い。
- ・ 固定資産税の構成比が指定都市平均より高く、都市計画税の構成比が低い。
 - 本市は、他指定都市と比較して、市街化区域の面積割合が少なく、人口集中地区の面積割合も少ないことが理由と思われる。
- ・ 軽自動車税の構成比は1.48%であり、指定都市平均0.60%の倍以上である。
 - 本市が郊外型の都市で軽自動車が市民生活に欠かせないことと、大手軽自動車会社が市内にあることが理由と思われる。

(2) 収入額の指定都市比較

市名	人口 (千人)	市税収入額 (百万円)	順位		市民一人 当たり (円)	順位	
			全体	類似都市		全体	類似都市
横浜市	3,754	846,456	1		225,498	4	
大阪市	2,734	776,114	2		283,876	1	
名古屋市	2,325	600,909	3		258,469	2	
川崎市	1,535	361,896	4		235,699	3	
福岡市	1,556	344,454	5		221,441	5	
札幌市	1,958	338,947	6		173,073	19	
神戸市	1,529	309,262	7		202,252	11	
京都市	1,406	305,500	8		217,233	6	
さいたま市 ◇	1,318	274,012	9	1	207,842	7	1
広島市	1,194	239,772	10		200,759	12	
仙台市	1,088	221,797	11		203,910	10	
千葉市	981	202,584	12		206,545	8	
北九州市	946	176,548	13		186,559	14	
堺市 ◇	834	151,523	14	2	181,778	17	6
浜松市 ◇	801	151,343	15	3	188,973	13	3
静岡市 ◇	696	142,603	16	4	204,781	9	2
新潟市 ◇	786	136,102	17	5	173,157	18	7
岡山市 ◇	708	131,836	18	6	186,214	15	4
相模原市 ◇	718	131,098	19	7	182,650	16	5
熊本市 ◇	731	117,804	20	8	161,230	20	8
指定都市平均		298,028			205,097		
類似都市平均		154,540			185,828		

※ 各市の収入額は「市町村税の徴収実績 第6表」の速報値で決算認定前の数値

※ 人口は、令和2年3月31日又は同年4月1日現在の住民基本台帳による数値

◇＝類似都市

平成13年度以降に合併を行い、政令指定都市となった8都市

(さいたま市、静岡市、堺市、浜松市、新潟市、岡山市、相模原市、熊本市)

(指定都市中の本市の順位)

市税収入額 15位 (平成30年度14位)

一人当たり市税収入額 13位 (平成30年度13位)

(類似都市中の本市の順位)

市税収入額 3位 (平成30年度2位)

一人当たり市税収入額 3位 (平成30年度3位)

(3) 収入率の指定都市比較

(単位：%)

市名	全体分 収入率	順位		現年課税分 収入率	順位		滞納繰越分 収入率	順位	
		全体	類似都市		全体	類似都市		全体	類似都市
名古屋市	99.40	1		99.63	1		47.11	4	
川崎市	99.24	2		99.49	3		57.32	1	
横浜市	99.16	3		99.49	4		47.90	3	
札幌市	98.94	4		99.55	2		40.88	7	
静岡市 ◇	98.94	5	1	99.49	5	1	49.48	2	1
京都市	98.93	6		99.43	7		39.47	8	
福岡市	98.73	7		99.42	8		39.12	11	
堺市 ◇	98.58	8	2	99.35	10	3	43.85	5	2
大阪市	98.56	9		99.34	11		35.75	14	
仙台市	98.53	10		99.30	13		41.35	6	
北九州市	98.43	11		99.26	16		39.23	10	
神戸市	98.39	12		99.26	15		36.21	13	
浜松市 ◇	98.33	13	3	99.35	9	2	36.23	12	4
さいたま市◇	98.24	14	4	99.32	12	4	33.57	17	6
広島市	98.22	15		99.43	6		34.31	16	
千葉市	97.94	16		99.25	18		31.49	19	
相模原市 ◇	97.81	17	5	99.17	19	7	39.38	9	3
岡山市 ◇	97.74	18	6	99.30	14	5	32.10	18	7
熊本市 ◇	97.71	19	7	99.06	20	8	35.07	15	5
新潟市 ◇	97.53	20	8	99.26	17	6	27.68	20	8
指定都市平均	98.47			99.36			39.38		
類似都市平均	98.11			99.29			37.17		

※ 各市の収入率は「市町村税の徴収実績 第6表」から算出した速報値で決算認定前の数値
◇＝類似都市

(指定都市中の本市の順位)

全体分収入率 13位(平成30年度13位)、現年課税分収入率 9位(平成30年度11位)

滞納繰越分収入率 12位(平成30年度14位)

(類似都市中の本市の順位)

全体分収入率 3位(平成30年度3位)

現年課税分収入率 2位(平成30年度3位)、滞納繰越分収入率 4位(平成30年度5位)

- ・全体分収入率は指定都市平均を下回り、前年度と同順位。
- ・現年課税分収入率は指定都市平均と同水準、前年度から順位を2位上げた。
- ・滞納繰越分収入率は指定都市平均を下回ったが、前年度から順位を2位上げた。
- ・類似都市平均の収入率と比較すると、滞納繰越分は低く、全体分と現年課税分は高い。

IV 統計からみた浜松市の税

(4) 令和元年度決算税目別滞納繰越額の比較

(単位：百万円、%・ポイント)

		指定都市 平均滞納繰越額	① 構成比	本市 滞納繰越額	② 構成比	②-① 比較
市民税	個人	2,271	62.80	1,630	69.84	7.04
	法人	137	3.79	52	2.23	△1.56
固定資産税		894	24.72	503	21.55	△3.17
軽自動車税		88	2.43	71	3.04	0.61
市たばこ税		0	0.00	0	0.00	0.00
事業所税		13	0.36	7	0.30	△0.06
都市計画税		193	5.34	69	2.96	△2.38
その他の税		20	0.55	2	0.09	△0.46
合 計		3,616	100.00	2,333	100.00	-

前年度	3,552	-	2,477	-	-
前年度との差	64	-	△144	-	-

※ 指定都市平均滞納繰越額は、「地方行財政調査会 市税決算見込額調べ」の20市平均額

- ・指定都市平均と比べると、本市は個人市民税・軽自動車税の構成比が高い。

(5) 滞納繰越額の指定都市比較

(単位：百万円、%)

市名	調定額 ① 令和元年度	年度末滞納繰越額			②÷① 調定額に 対する割合
		② 令和元年度	③ 平成30年度	②-③ 増減	
札幌市	342,571	3,256	3,548	△292	0.95
仙台市	225,106	3,049	2,971	78	1.35
さいたま市◇	278,932	4,565	4,636	△71	1.64
千葉市	206,842	4,071	4,015	56	1.97
川崎市	364,678	2,275	2,156	119	0.62
横浜市	853,667	6,252	5,472	780	0.73
相模原市 ◇	134,028	2,684	2,976	△291	2.00
新潟市 ◇	139,548	3,284	3,360	△76	2.35
静岡市 ◇	144,135	1,474	1,583	△109	1.02
浜松市 ◇	153,906	2,333	2,477	△144	1.52
名古屋市	604,522	3,215	2,630	585	0.53
京都市	308,789	2,803	2,529	274	0.91
大阪市	787,422	10,068	9,574	494	1.28
堺市 ◇	153,706	1,980	2,091	△111	1.29
神戸市	314,326	4,591	4,408	183	1.46
岡山市 ◇	134,890	2,888	3,133	△245	2.14
広島市	244,128	4,347	4,561	△214	1.78
北九州市	179,367	2,607	2,502	105	1.45
福岡市	348,873	4,078	3,863	215	1.17
熊本市 ◇	120,563	2,489	2,562	△73	2.06
指定都市平均	302,000	3,615	3,552	63	1.41
類似都市平均	157,463	2,712	2,852	△140	1.75

※各市の金額は「市町村税の徴収実績 第6表」から算出した速報値で決算認定前の数値

※表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

◇＝類似都市

- ・本市は、年度末滞納繰越額の調定額に対する割合は指定都市平均より高く、類似都市平均より低い。

【政令指定都市の詳細】

市税のすがた「資料編」 P42～P55

2 過去5年間の決算の特徴

(1) 税目別収入額の推移

(単位：百万円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
市民税	個人	46,935	47,635	47,831	62,669	65,143
	法人	11,680	10,518	11,323	13,884	12,052
固定資産税		51,467	52,416	53,421	53,519	54,470
軽自動車税		1,656	1,947	2,041	2,140	2,242
市たばこ税		5,062	4,896	4,614	4,517	4,532
事業所税		4,976	4,959	5,067	5,150	5,330
都市計画税		7,243	7,349	7,404	7,352	7,452
その他の税		131	132	129	114	121
合計		129,150	129,852	131,831	149,344	151,343

※現年課税分と滞納繰越分の合計

平成27年度は法人市民税の税率改正等の影響により減となった。

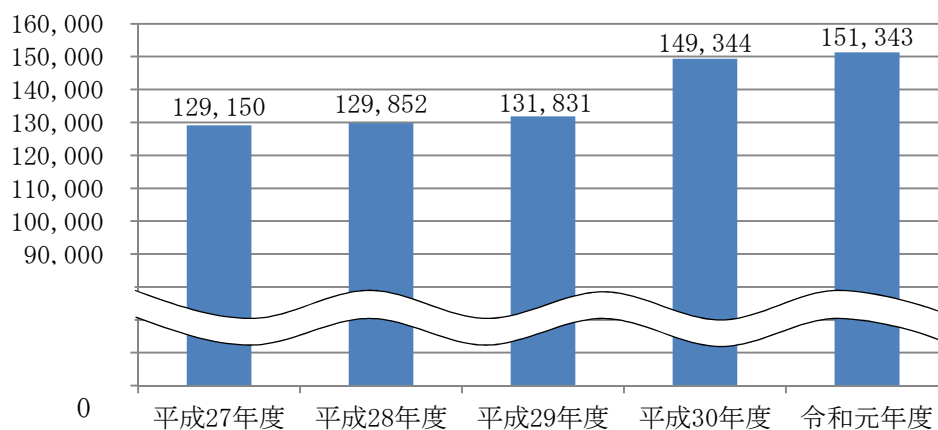
平成28年度は税率改正等により、法人市民税が減となる一方、軽自動車税の税率改正による増や固定資産税の増などにより、全体では前年度に比べ増となった。

平成29年度は雇用環境の改善による個人市民税の増や企業収益の改善による法人市民税の増により、全体では前年度に比べ増となった。

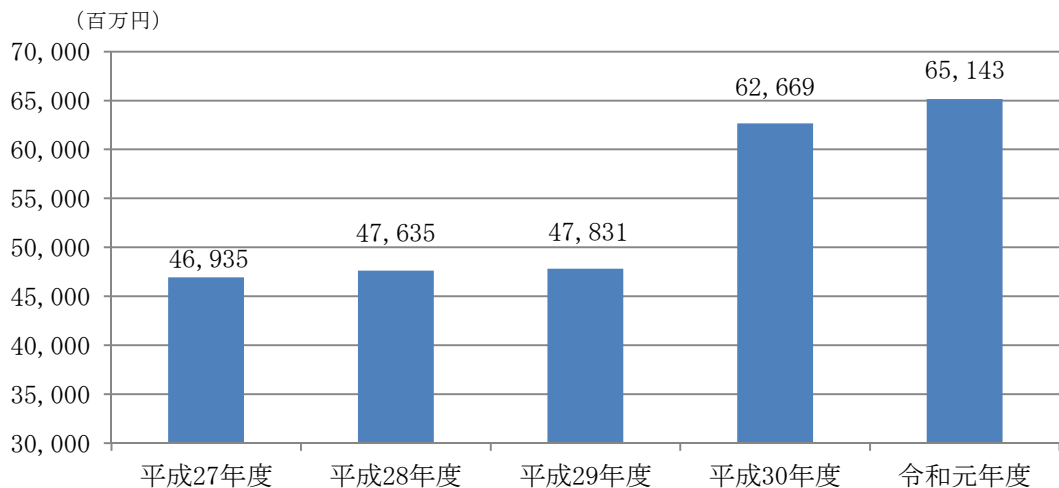
平成30年度は県費負担教職員制度権限移譲に伴う税源移譲による個人市民税の増や企業収益の改善による法人市民税の増により、全体では前年度に比べ増となった。

令和元年度は給与所得者の増による個人市民税の増や家屋の新增築及び企業の設備投資の増加による固定資産税の増により、前年度に比べ約20億円増の約1,513億円となった。

(百万円) 市税収入額の推移



個人市民税

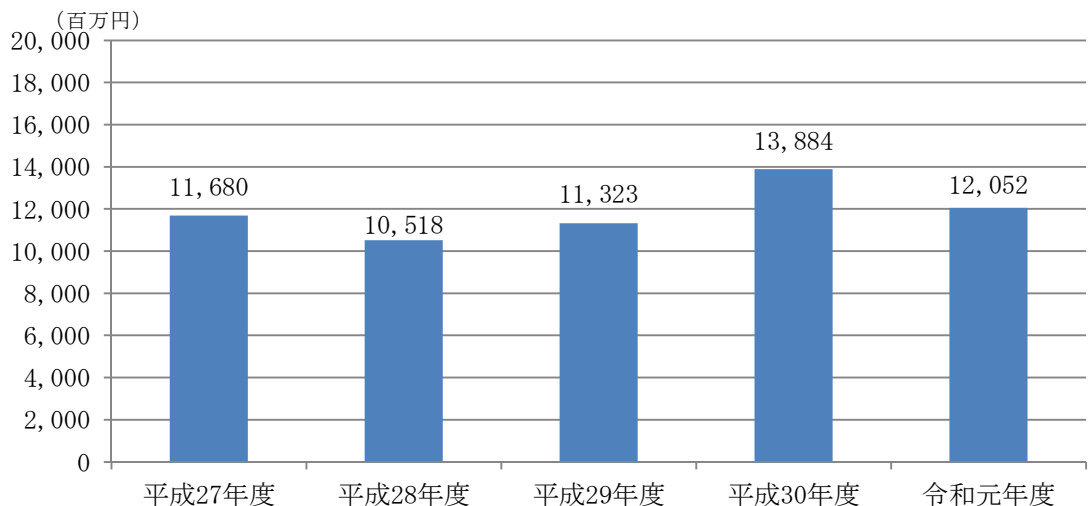


平成27年度は、平成26年度の防災・減災のための臨時特例法による均等割額の増加や、給与所得控除額の上限見直し等により増となった。

平成30年度は、県費負担教職員制度権限移譲に伴う税源移譲により、増となった。

令和元年度は、給与総額及び給与所得者の増などにより、前年度に比べ約24億7千万円増の約651億4千万円となった。

法人市民税

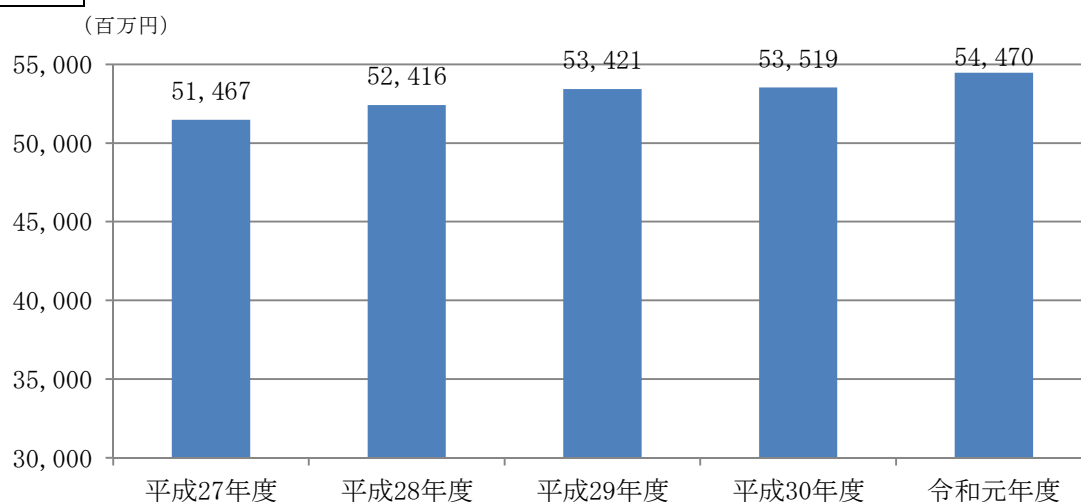


平成27年度及び平成28年度は法人市民税の税率改正等により減となった。

平成29年度及び平成30年度は、企業収益の改善が影響し、増となった。

令和元年度は、企業収益の縮小により、前年度に比べ約18億3千万円減の約120億5千万円となった。

固定資産税



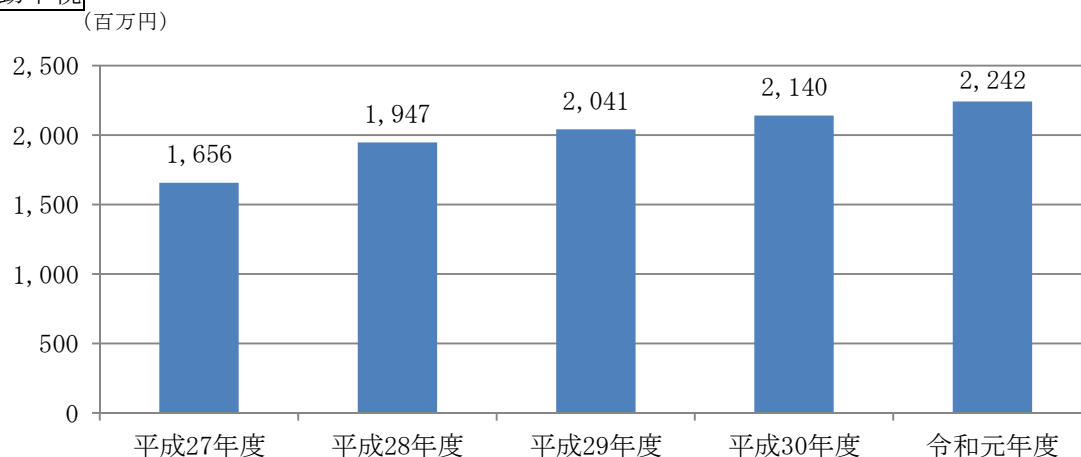
平成 27 年度は、3 年に一度の評価替えに伴う既存家屋の経年減価により減となった。

平成 28 年度及び平成 29 年度は家屋の新增築等により、増となった。

平成 30 年度は、評価替えに伴う既存家屋の経年減価による減があったものの、企業の設備投資による償却資産の増などにより、前年度に比べ増となった。

令和元年度は、家屋の新增築や企業の設備投資による償却資産の増により前年度に比べ約 9 億 5 千万円増の約 544 億 7 千万円となった。

軽自動車税

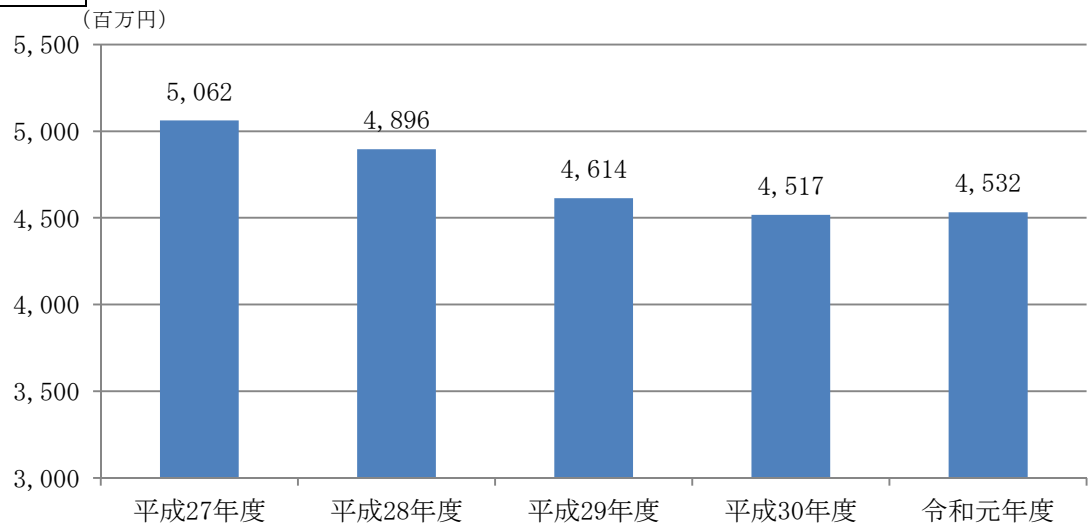


軽四輪自動車の登録台数は、毎年増加している。

平成 28 年度は税率改正や経年車への割増課税等により、増となった。

令和元年度は、新たに環境性能割が導入されたことなどにより、前年度に比べ約 1 億円増の約 22 億 4 千万円となった。

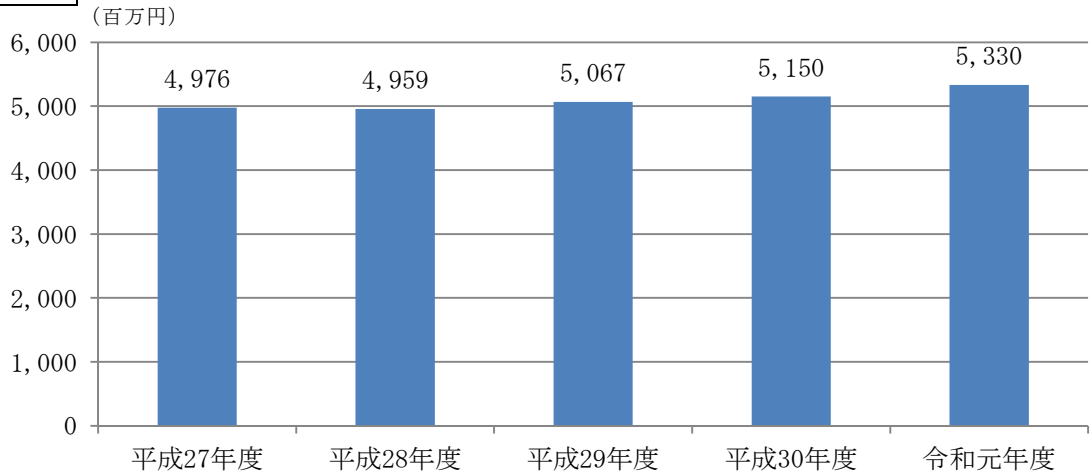
市たばこ税



喫煙者は、減少傾向が続いている。また、税率の負担が低い加熱式たばこの普及に伴い、紙巻たばこの販売本数が減少しており、市たばこ税は減収傾向が続いている。

令和元年度は、紙巻たばこの税率改正及び加熱式たばこの課税方式見直しが行われたことから、売渡本数は減少したものの、前年度に比べ約1千万円増の約45億3千万円となった。

事業所税



平成17年の市町村合併に伴う課税免除が終了した平成23年度以降の事業分からは、大きな変動がなく推移している。

令和元年度は、前年度に比べ約1億8千万円増の約53億3千万円となった。

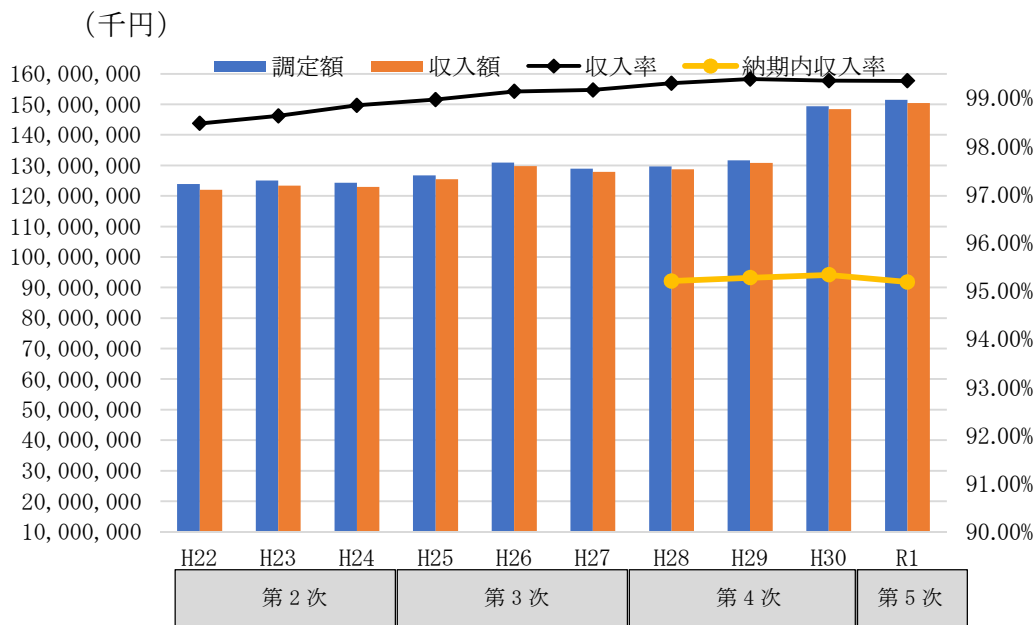
(2) 収入額、収入率の推移

現年課税分 (単位：千円、%)

	調定額	収入額	収入率	納期内収入率
平成 22 年度	123,888,269	121,992,099	98.47	
平成 23 年度	125,059,237	123,340,696	98.63	
平成 24 年度	124,342,438	122,908,560	98.85	
平成 25 年度	126,761,932	125,451,337	98.97	
平成 26 年度	130,904,421	129,772,034	99.13	
平成 27 年度	128,965,729	127,885,679	99.16	
平成 28 年度	129,669,693	128,764,701	99.30	95.20
平成 29 年度	131,641,665	130,839,269	99.39	95.27
平成 30 年度	149,408,123	148,445,324	99.36	95.33
令和元年度	151,424,216	150,443,704	99.35	95.18

※納期内収入率は、個人市民税の納期内収入率

現年課税分の推移



<市税滞納削減アクションプラン>

市税滞納削減アクションプランの取組による早期徴収対策や経済情勢の好転により、収入額は年々増えている。収入率は、平成 29 年度決算では過去最高の 99.39% となった。令和元年度決算は、前年度から 0.01 ポイント減少の 99.35% となった。

滞納繰越分

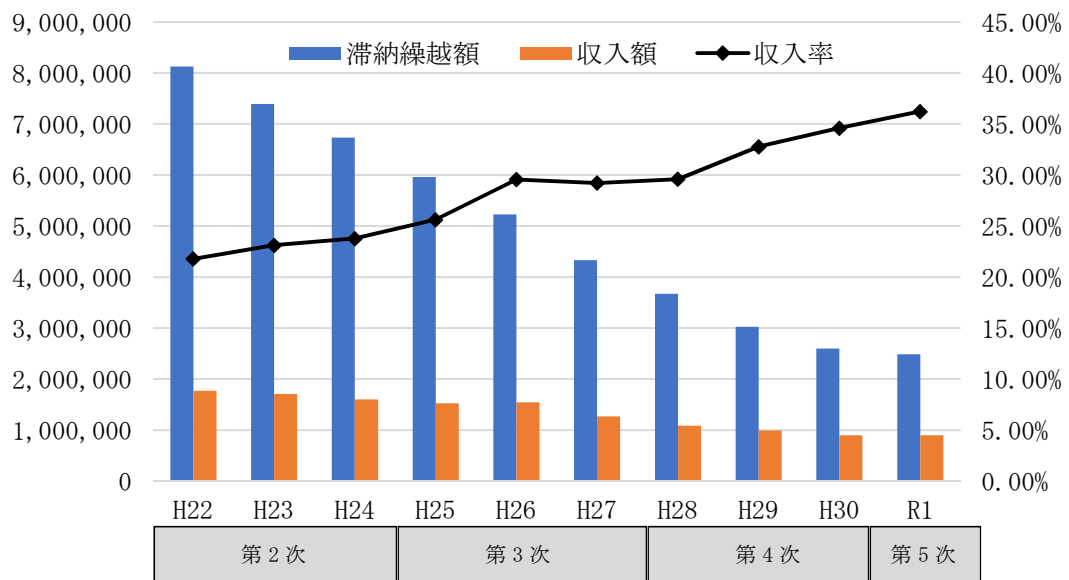
(単位：千円、%)

	滞納繰越額	収入額	収入率
平成 22 年度	8,125,055	1,769,955	21.78
平成 23 年度	7,389,077	1,707,823	23.11
平成 24 年度	6,730,452	1,600,534	23.78
平成 25 年度	5,959,442	1,527,291	25.63
平成 26 年度	5,228,071	1,545,202	29.56
平成 27 年度	4,329,424	1,264,669	29.21
平成 28 年度	3,672,001	1,086,861	29.60
平成 29 年度	3,026,272	991,765	32.77
平成 30 年度	2,596,425	898,423	34.60
令和元年度	2,481,944	899,267	36.23
令和 2 年度	2,332,895	-	-

※令和 2 年度は、年度当初の滞納繰越額

滞納繰越分の推移

(千円)



<市税滞納削減アクションプラン>

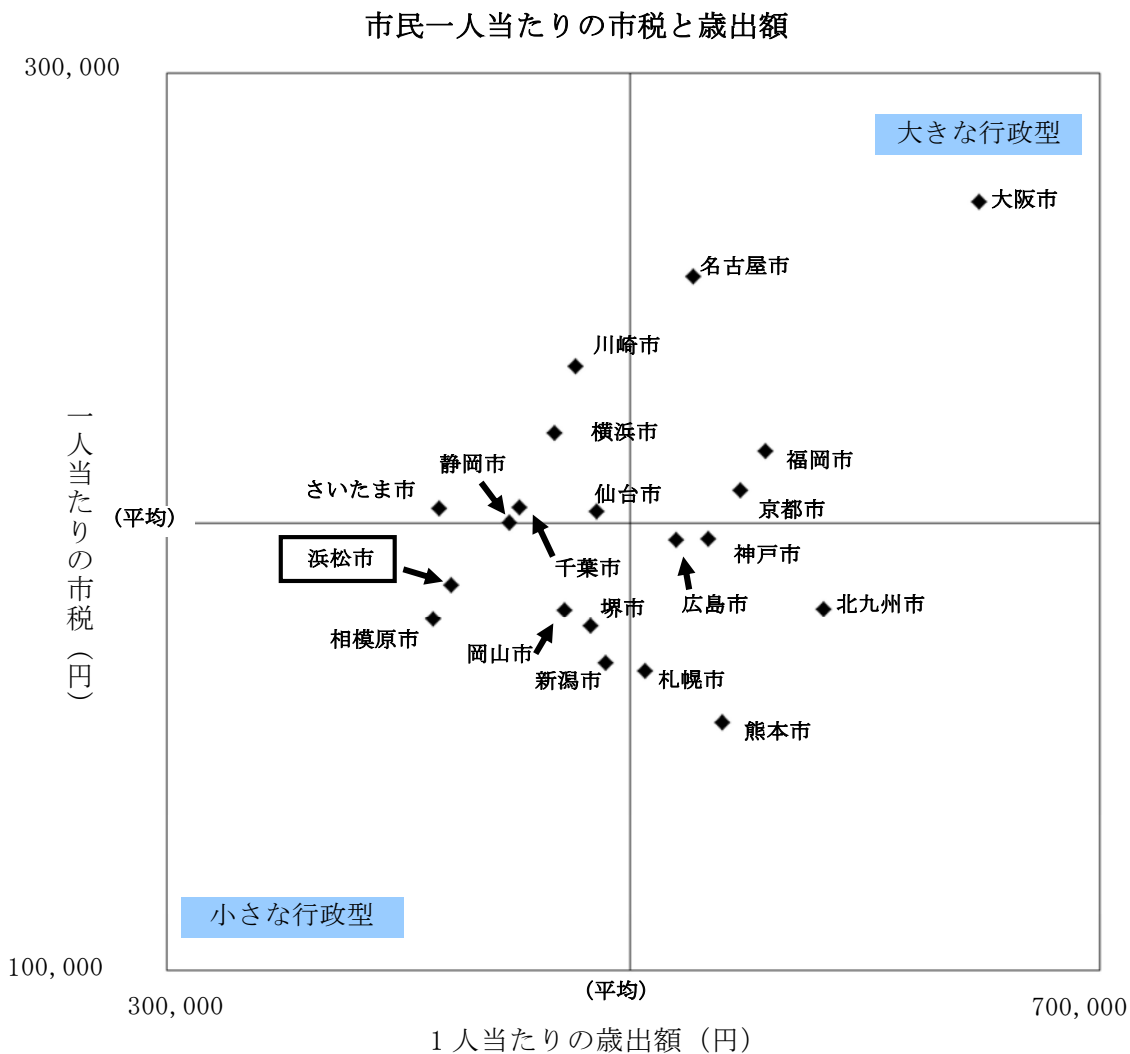
早期の徴収対策による新規滞納繰越額の抑制や差押え等を中心とした滞納整理等により、令和元年度末の累積滞納額（滞納繰越額）は約 23 億 3 千万円となった。

3 市民一人当たりの税額と歳出額

(1) 市民一人当たりの市税と歳出額の関係

- 大きな行政型 市税も歳出も多い⇒大阪市、名古屋市など
- 市税が多く歳出が少ない⇒川崎市、さいたま市など
- 小さな行政型 市税も歳出も少ない⇒相模原市、岡山市など
- 市税が少なく歳出が多い⇒熊本市、北九州市など

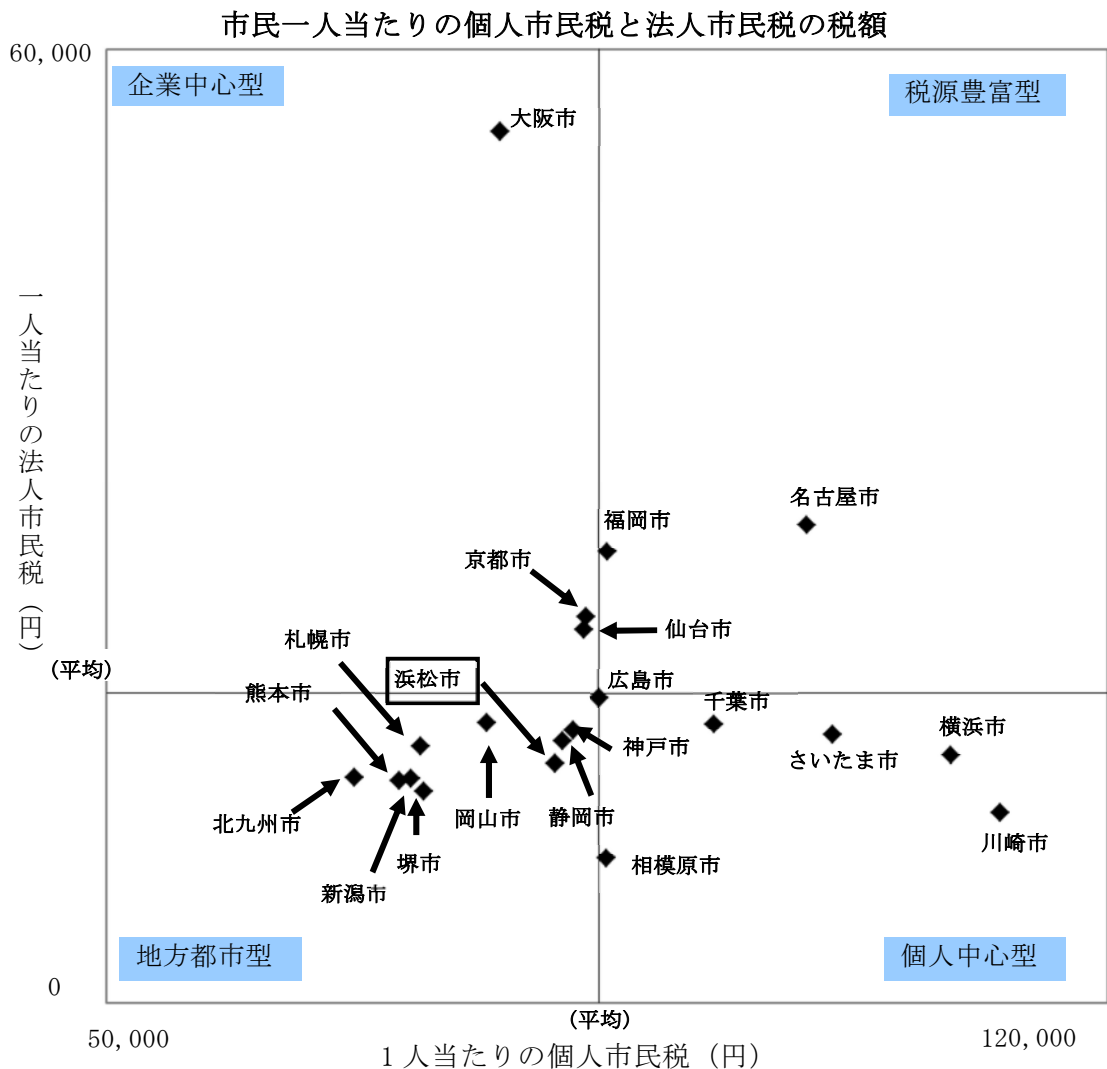
浜松市は、「小さな行政型」に分類できる。一人当たりの市税は指定都市平均より少なく、一人当たりの歳出額は指定都市の中でも少ない。



(2) 市民一人当たりの個人市民税と法人市民税の税額

- 税源豊富型 法人市民税も個人市民税も多い⇒名古屋市、福岡市など
- 地方都市型 法人市民税も個人市民税も少ない⇒北九州市、熊本市など
- 企業中心型 法人市民税が多く個人市民税が少ない⇒大阪市
- 個人中心型 法人市民税が少なく個人市民税が多い⇒川崎市、横浜市など

浜松市は、「地方都市型」に分類できる。一人当たりの個人市民税は指定都市平均より少なく、法人市民税も指定都市平均より少ない。



指定都市平均値	浜松市
市民一人当たり個人市民税：84,416円	市民一人当たり個人市民税：81,341円
市民一人当たり法人市民税：19,477円	市民一人当たり法人市民税：15,049円

静岡県浜松市中区元目町 120 番地の 1

浜松市 財務部 税務総務課

TEL :053-457-2141

FAX :050-3730-9578

E-mail:zei-soumu@city.hamamatsu.shizuoka.jp

HP :<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>

発行年月：令和 2 年 9 月